

令和 7 年度会計事務検査の結果

県では、地方自治法第 149 条第 5 号に定める知事の会計監督権の行使として、毎年度、本庁の所属や現地機関に対する会計事務の検査を実施している。

令和 7 年度は、事前通告式の「巡回指導（一般検査）」と無通告式の「特別検査」の 2 種類の検査方法によって、下記のとおり検査を実施した。

1 検査の実施概要

(1) 検査の実施方法

ア 実施期間

令和 7 年 6 月から令和 7 年 12 月まで
(延べ検査日数 86 日)

イ 実施体制

出納事務局の職員（教育委員会及び警察本部の併任職員 20 名を含む。）58 名及び各県事務所出納課の職員 26 名を検査員に任命し、84 名体制により実施。
(延べ検査員数 665 名)

ウ 検査方法

① 巡回指導（一般検査）（※再検査含む）

- ・現年度分を中心に、会計事務全般を対象として、書類や現物の確認等を実施。
- ・実施機関数：200 機関
本庁 : 22 課
現地機関 : OKB ふれあい会館・総合庁舎内 22 機関
 単独庁舎 156 機関

② 特別検査

- ・現金及び金券類の管理状況や金庫の現況の確認に特化して、抜き打ちで実施。
- ・検査実施時期を推測しにくくすることによる牽制効果及び不適正会計事務の発生懸念がある地方機関への検査の実効性の向上を目的に、出納事務局及び各出納課が所管地域より抽出して実施した。
- ・実施機関数：65 機関
本庁 : 20 課
現地機関 : OKB ふれあい会館・総合庁舎内 10 機関
 単独庁舎 35 機関

(2) 検査方針

ア 巡回指導（一般検査）

<検査の基本方針・目的>

会計事務の適正な執行を確保し、特に内部牽制機能の強化を図ることにより、不適正な会計事務処理を未然に防止する。

<検査項目>

- 前回指摘事項の改善状況
- 内部牽制・内部管理機能の状況 **重点項目**
- 現金・金券類の取扱状況 **重点項目**
(金庫の現況確認を含む。)
- 物品の管理状況 **重点項目**
- 収入事務
- 支出事務 **一部重点項目** ※下記の事実確認を含む

『岐阜県政再生プログラム』に基づく事実確認

平成 18 年 7 月に発覚した不正資金問題を受けて、同年 9 月に県が策定した『岐阜県政再生プログラム』に基づき、下記の経費について、事実関係を証明する資料の現認や職員へのヒアリングなどを行い、その支出の根拠となる事実があることを確認した。<会計事務検査における事実確認>

経費の種類	確 認 内 容	確認件数
旅 費	○旅行の事実を確認 ・会議開催通知など旅行の目的を明示した書類を確認 ・泊付については、宿泊証明書等により確認 ・精算旅費は、連続しない 2 か月分について確認	855
対外交流費	○会議等の開催の事実を確認 ・債権者に対し、開催の有無、出席者数、料理単価等を電話確認	1
修 繕 料	○抽出して修繕の事実を確認 ・写真又は直接現物を確認 ・必要に応じ、履行確認を行った者に聞き取りを実施	710
備品購入費	○抽出して備品購入の事実を確認 ・物品一覧表の登録状況を確認し、その備品を現認	1,026
計		2,592

イ 特別検査

<検査の基本方針・目的>

現金・金券類や金庫を抜き打ちで検査し、不適正事案の再発防止を図る。

<検査項目>

- 現金・金券類の取扱状況（金庫の現況確認を含む。）

2 検査の結果

(1) 巡回指導（一般検査）（※再検査含む）

ア 検査結果の概要

- ・検査を実施した 200 機関のうち、3 分の 1（30％）に当たる 60 機関に対して、93 件の文書指摘を行った。
- ・この 60 機関の内訳をみると、20 機関が知事部局、36 機関が教育委員会（すべて県立学校）、警察本部が 4 機関で、それぞれの文書指摘件数は 30 件、59 件、4 件であった。

【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘 件 数
		構成比		指摘割合	
知 事 部 局	89 機関	44.5%	20 機関	33.3%	30 件
教育委員会	89 機関	44.5%	36 機関	60.0%	59 件
県立学校	85 機関	42.5%	36 機関	60.0%	59 件
そ の 他	4 機関	2.0%	0 機関	0.0%	0 件
警 察 本 部	22 機関	11.0%	4 機関	6.7%	4 件
合 計	200 機関	100.0%	60 機関	100.0%	93 件

- ・文書指摘件数を指摘事項別にみると、次の表のとおり、支出事務に関する件数が、他の指摘事項に比べて多くなっている。

【文書指摘件数の指摘事項別内訳】

区 分	文 書 指 摘 件 数	部 局 別 内 訳			
		知 事 部 局	教 育 委 員 会		警 察 本 部
			県 立 学 校	そ の 他	
① 内部牽制機能の状況	11	3	7	0	1
② 内部管理機能の状況	4	1	2	0	1
③ 現金・金券類の取扱状況	10	6	4	0	0
④ 物品の管理状況	4	1	3	0	0
⑤ 収入事務	5	3	2	0	0
⑥ 支出事務（契約関係）	17	4	12	0	1
⑦ 支出事務（補助金関係）	2	2	0	0	0
⑧ 支出事務（その他）	40	10	29	0	1
合 計	93	30	59	0	4

イ 文書指摘の主な内容

①内部牽制機能の状況

- ・履行確認の不備や収入証紙の消印高誤り等不適切な会計事務処理が散見され、収支等命令者、出納員及び会計員がそれぞれの義務を十分に果たしていなかった。
- ・事前決裁の事後処理、遅延があった。(令和6年度(検査日)以降最大361日)(前回文書指摘あり)
- ・消耗品の支払いにおいて、債権者の確認を怠り、支払先に誤りがあった。また、これによる支払遅延が発生していた。(前回文書指摘)

②内部管理機能の状況

- ・令和6年度の消耗品出納簿(レターパック)が作成されていなかった。
- ・出納員口座への資金滞留(同日2件)があり、これに係る出納管理課長への顛末書の報告がされていない。

③現金・金券類の取扱状況

- ・特別の理由がなく収納した現金の払込みが遅延している。
- ・立替金内容明細書が作成されていない。
- ・郵便切手について、必要最小限度以上の払出しがされていた。

④物品の管理状況

- ・不用決定を経ることなく廃棄していた。
- ・プロジェクターの廃棄にあたり、物品及び原材料としての売却等の検討がされていない。

⑤収入事務

- ・児童福祉費負担金及び延滞金の調定金額の算定に誤りがあったため返還金が発生していた。
- ・自動販売機に係る電気代の収入について、納期限後20日以内に督促状を発していなかった。

⑥支出事務(契約関係)

- ・建設工事(電気工事)に係る契約において、契約書を作成すべきものを請書で処理していた。
- ・入札保証金の免除手続きがされていない。
- ・契約審査会の議事要旨が未作成の案件があった。

⑦支出事務(補助金関係)

- ・補助金の支出において、履行確認が行われていなかった。

⑧支出事務(その他)

- ・事前決裁書において、支払区分や検査者・履行確認者の指定漏れ等、誤りが散見された。

- ・支払証払いの電気料金の支払いについて、支出金額を誤り、請求金額より少ない金額で支出していたため、支払予定日に支払いができず、不足分と併せて後日支払いを行っていた。
- ・修繕料の支出において、写真等の事実を証する文書が添付されていなかった。
- ・支払先誤りによる戻入が発生していた。
- ・公費での執行が不適切な旅費を支給していた。

(2) 特別検査

ア 検査結果の概要

- ・説明のできない現金・金券類はなく、おおむね適正に管理されていた。
- ・特別検査を実施した 65 機関のうち、5 機関に対して 9 件の文書指摘を行った。

【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘 件 数
		構成比		指摘割合	
知 事 部 局	33 機関	50.8%	1 機関	20.0%	1 件
教育委員会	26 機関	40.0%	4 機関	80.0%	8 件
県立学校	22 機関	33.8%	4 機関	80.0%	8 件
そ の 他	4 機関	6.2%	0 機関	0.0%	0 件
警 察 本 部	6 機関	9.2%	0 機関	0.0%	0 件
合 計	65 機関	100.0%	5 機関	100.0%	9 件

3 検査結果の総括と次年度の対応

(1) 検査結果の総括

- ・昨年度に実施した検査結果と比較すると、巡回指導（一般検査）と特別検査を合わせて、文書指摘を行った機関数は 90 機関から 65 機関に、指摘件数は 155 件から 102 件へ減少した。
- ・これは、各所属の収支等命令者、出納員、会計員それぞれが自分の役割や果たすべき義務を理解し適正な会計事務を心掛けたこと、また、過去の指摘事項を踏まえて改善に取り組んだ結果が指摘件数の減少につながったと考えられる。ただし、依然として文書指摘の対象となる不適切な取扱いが一定数確認されている。
- ・文書指摘の内容のうち、契約に係る手続きや旅費支給手続上の単純な事務誤りについては担当者の認識不足により発生したと考えられるが、一方で、支払先や支払額の誤り、調定額の誤り等の会計事務に係る所属のチェック体制に問題があったと思われるものもあった。
- ・大部分の指摘事項については、所属内において会計事務に関し相互にチェック機

能を働かせることによって発生を防止することができたものであると考えられる。

(2) 次年度の対応

- ・令和8年度に実施する検査のうち巡回指導（一般検査）については、今年度に引き続き各機関に対する「指導」に重点を置き、会計事務に関する意識の向上や知識の浸透に努める。
- ・また、令和7年度に引き続き、内部統制制度の実践状況（会計事務）について確認するとともに、各機関内で適正な会計事務の確保に向けた内部牽制機能や内部管理機能が十分に発揮されるよう所属長や出納員を中心に必要な指導を行っていくこととする。
- ・会計事務に関する職員研修等では、各職員が主体的に会計事務に取り組むことの重要性を改めて周知することにより職員全体の資質向上を目指すとともに、会計事務検査の文書指摘や文書注意の内容を参考事例として活用することにより、正しい会計事務の意識付けに努めることとする。
- ・連続して文書指摘や文書注意による指導を受けている所属や、内部牽制機能が十分に発揮されていないと思われる所属に関する情報を引き続き関係機関に提供し、組織としての対応・防止策を求めていくこととする。